会津若松市

農業委員会だより

令和２年
＝第60号＝
編集発行
会津若松市農業委員会
TEL　39−1351
FAX　39−1482

新農業委員・農地利用最適化推進委員が決まりました

令和2年7月の任期満了により、農業委員18名が7月20日に市長から任命を受けました。また、農地利用最適化推進委員18名を7月31日に農業委員会が委嘱し、農業委員会は新体制となりました。

このメンバーでこれから3年間、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等に積極的に取り組むことにより、本市農業の健全な発展に向け尽力いたしますので、よろしくお願いいたします。

☆会長に永井　茂氏

会長職務代理者には渡部政美氏を選出

◎新役員は次のとおりです。

会長	永井　茂
会長職務代理者	渡部政美
農地部会長	吉田武幸
副部会長	大竹健司
利用集積推進部会長	折笠康裕
副部会長	渡部政治
遊休農地対策部会長	星　富士雄
副部会長	皆川庄司
広報部会長	渡邉直也
副部会長	鈴木純一
総務部会長	髙橋一美
副部会長	佐野和枝

ご挨拶

会長　永井　茂

日頃より農業委員会活動に対しまして、ご理解とご協力を頂きまして心より御礼申し上げます。

この度、令和二年七月の改選に伴う総会において、第二十四期農業委員会会長に就任することになりました。新制度が導入されて二期目になり大切な時期でもあります。農業委員・農地利用最適化推進委員、並びに事務局職員とともに、当市農業・農村の発展に取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、本年は春から新型コロナウイルスの感染症拡大により福島県も多数の感染者が出ました。当初第二波は秋頃と予想されていましたが既に第二波が発生しており、予断を許さない状況です。また、今年の梅雨は七月に入って予想以上の降水量と日照不足などにより農産物にも大きな影響が生じました。

農地は、農業生産の基盤であり地域の貴重な資源でもあります。農業委員と農地利用最適化推進委員は、ともに手を携えて農地の利用集積や遊休農地の発生防止、解消及び新規参入の推進等の活動が求められます。また、今年は「人・農地プラン」の実質化に向け積極的に取り組み、農業・農村の持続的発展に努めて参りますので、ご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせて頂きます。

※※※※※ 会津若松市農業委員会だより ※※※※※

※※※※※ [3] ※※※※※

※※※※※ 会津若松市農業委員会だより ※※※※※

※※※※※ [5] ※※※※※

※※※※※ 会津若松市農業委員会だより ※※※※※

農業法人をお考えのみなさまへ

・そもそも農業法人って？

「農業法人」とは、法人形態によって農業を営む法人の総称であり、形態により「会社法人」「農事組合法人」に分けられます。

この農業法人の中で農業経営を行うために農地を取得できる農業法人のことを「農地所有適格法人」と言います。

「会社法人」とは、株式会社など、一般的な法人として営むもの。主に家族経営で農業を行い、法人化する場合には会社法人を設立します。

「農事組合法人」とは、農業生産についての協業を図ることや、組合員の共同の利益を増進することを目的として設立する法人のこと。設立には3人以上の農民が必要で、主に農民の仲間や集落農営を法人化する場合は、農事組合法人を設立します。

・農地所有適格化法人になるにはどうするの？

○「会社法人」や「農事組合法人」の中で、農地を取得できる要件を満たした法人を「農地所有適格法人」と言います。

要件は4つあります。

1．農事組合法人・株式会社（公開会社ではないもの）・合名会社・合資会社・合同会社のいずれかであること。

2．直近3ヵ年の売り上げの過半が農業（関連事業を含む）によるものであること。

3．総議決権又は総社員の過半が農業関係者であること。

4．役員の半分以上が年間150日以上農業に従事し、法人の役員、理事または権限と責任を有する使用人のうち1人以上が年間60日以上農作業に従事すること。

○農地所有適格法人の要件の審査は農地法第3条の許可申請や農用地利用集積計画作成時点で行われます。また、継続して要件を満たしているか、毎年、農業委員会が確認します。

そのため、農地を利用しない場合や、借りて農業を営む場合には、農地所有適格法人である必要はありません。

・今後のことを考えると法人化した方が良いのかな？

○法人化のメリット

1．家計と経営が分離され、お金の流れが明確になるため、経営管理が徹底されます。

2．金融機関や取引先などに対する信用力が増します。

3．幅広い人材の確保により、経営の発展が期待できます。

4．社会保険、労働保険の適用による従事者の福利の増進が図られます。

5．農家の後継者でなくても、構成員、従業員の中から意欲ある有能な後継者を確保することが可能となります。

6．農業法人に就農することにより、初期負担なく経営能力、農業技術を習得できます。

7．所得額や条件によって法人化した方が税制面でメリットがでる場合があります。

8．農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の貸付限度額も拡大されます。

○法人化のデメリット

1．税制面で、必ずしも節税になるとは限りません。

2．家計との分離により、会計処理が複雑になります。

3．従業員の社会保障の手続きが必要になり、会社負担が発生します。

4．農業者年金の加入資格が喪失します。

農業の経験だけでは会社をまわしていくのは大変です。

法人化を考えている方もいると思います。あなたは、何のために法人化するのでしょうか。

最後までやり抜く信念と決意を持っているか、しっかりとした経営理念と抱負を持っているか、まずは自分に問いかけてみてください。

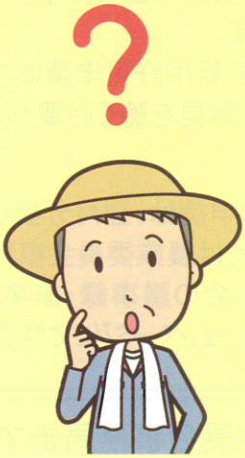

・法人化するには？

福島県農業経営相談所では、専門家の無料アドバイスが受けられます。

まずはお気軽にご相談ください！

TEL 024-524-1201

※※※※※ 会津若松市農業委員会だより ※※※※※